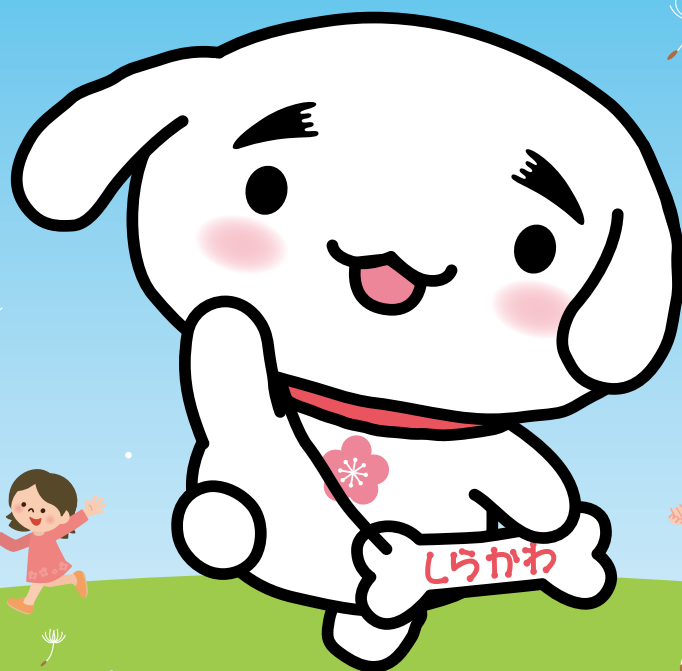


令和5年度

白河市健康ポイント事業 参加手引き



©しらかわん

令和5年4月

白河市保健福祉部 健康増進課

目次

1. 白河市健康ポイント事業について	2
2. 白河市健康ポイントについて	3
3. 健康スポット・送信スポットについて	5
4. 今後のスケジュール	5
5. 各種手続き	6
6. 個人情報の取り扱い等	6
7. よくある質問	7
8. 白河市健康ポイント事業規約	8
9. ふくしま健民カードの発行について	10

1. 白河市健康ポイント事業について

(1) 事業内容

白河市では、運動習慣のあまりない人でも手軽に始めやすい「歩くこと」を中心とした楽しい健康づくりを行います。

歩くことや、所定の場所で身体の状態を測定して蓄積されたデータにより、からだの健康状態を「見える化」することができます。さらには歩くことや測定することでポイントを獲得することができます。健康な身体だけでなく、ちょっと嬉しい賞品も手に入れることができます。

(2) 事業期間

令和5年4月1日(土) ～ 令和6年3月31日(日)

(3) 参加条件

- ① 白河市民 18歳以上(高校生を除く)
- ② 事前説明会に参加できる方 ※新規参加者(努力目標)
- ③ 市が実施するアンケートに協力できる方
- ④ 参加費用1,000円(税込)を負担できる方
 - ・新規参加者は、事前説明会等で中央保健センター窓口にてお支払いください。
 - ・継続参加者は、市から送付される納付書にて銀行窓口で納めるか、またはクレジットカード決済にてお支払いください。(詳細は令和5年5月頃に個別通知をします。)
- ⑤ 市が実施する健康イベント等に積極的に参加できる方(努力目標)

(4) 参加対象者

2,000名 (活動量計及びスマートフォンにて参加)

(5) ポイント獲得期間

継続参加者：令和5年4月1日(土)～令和5年12月31日(日)

新規参加者：令和5年6月1日(木)～令和5年12月31日(日)

※最終データ送信期限 令和6年1月15日(月)

◆最終データ送信期限までに歩数データを送信してください。期限が過ぎるとポイント対象外となります。

(6) ポイント獲得方法

詳しくは、P4のポイント対象をご確認ください。

(7) ポイント交換

貯めたポイントは2,000ポイント以上から交換できます。

2,000ポイント以上=2,000円 3,000ポイント以上=3,000円

4,000ポイント以上=4,000円 5,000ポイント以上=5,000円 最大5,000円

最大5,000円分獲得したポイントに応じ「賞品」と交換します。

※ポイントは翌年度への持ち越しはできません。

(8) ポイント交換賞品及び交換方法

①QUOカード

②楽天ポイント(「からだカルテ」から参加者自身で手続きをしていただきます。)

③活動量計交換(期間中に2,000ポイント以上あれば、交換できます。)

※①・②については、この2つのうちのどちらか1つと交換できます。③活動量計は2,000ポイント獲得時点で交換申請できます。活動量計と交換した後は、ポイント交換の上限は3,000ポイントになります。

◆総獲得ポイント上位 30 名の方に図書カードをプレゼントします！

1 位 3,000 円分 2～4 位 2,000 円分 5～10 位 1,000 円分 11～30 位 500 円分

◆特別プレゼント賞品獲得チャンスが増えました！

最終獲得ポイント数が下記に該当する方は、特別プレゼントへの応募チャンスがあります！

対象者：5,000 円上限までポイント交換後、1,000 ポイント以上のポイントが残る方

総獲得ポイントが、6,000 ポイント以上＝1 口、8,000 ポイント以上＝2 口、10,000 ポイント以上＝3口の抽選券がもらえます。プレゼント賞品の詳細等は支援レターでお知らせします。お楽しみに！

◆交換方法及び交換時期、特別プレゼント賞品等については、別途案内をさせていただきます。

(9) 健康スポット・リーダーライター設置スポット

市内 6 か所に健康スポットと、8 か所に送信スポットを設置しています。詳しくは、P5 を参照してください。

(10) お問い合わせ

白河市 健康増進課（中央保健センター）住所：白河市北中川原 313 電話：0248-27-2114
受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

2. 白河市健康ポイントについて

事業へ参加された市民の皆様の、日々の歩行・体組成測定・健康診査の受診・市が実施する事業等への参加に対し「健康ポイント」を付与します。楽しみながら継続的な健康づくりに取り組めることを目指します。

◇獲得したポイントの確認

獲得したポイントは、専用サイト「からだカルテ」で確認できます。

パソコンやタブレット、スマートフォンなどからログインしてご確認ください。

「からだカルテ」 URL <https://www.karadakarute.jp/city-shirakawa/>

「からだカルテ」アプリ



iOS



Android



「からだカルテ」では、歩数・体組成のデータや健康に関するコンテンツなども閲覧することができます。なお健康スポットに設置してあるタブレットからも確認できます。

◇ポイント対象

・ウォーキングポイント

設定された歩数をクリアした場合、歩数に応じポイントが付与されます。

・測定ポイント

「健康スポット」などで体組成計を測定した場合、ポイントが付与されます。月/2 回上限

・続けるポイント

「からだカルテ」へログインし閲覧した場合にポイントが付与されます。

・プログラム参加ポイント

事業継続や事前説明会などへ参加することでポイントが付与されます。

・ボーナスポイント

バーチャルウォーキングラリー期間内に、目標の歩数を達成することでポイントが付与されます。

- ・イベント参加ポイント
市が指定するイベントや教室等へ参加することでポイントが付与されます。
- ・健康診査受診ポイント
 - ▶健康診査・各種がん検診などを受診することでポイントが付与されます。
 - ▶市の集団健診を受診する方は、健診当日に活動量計やアプリをダウンロードしたスマートフォンを、リーダーライターにかざすことでポイントが付与されます。**健診当日は忘れずに活動量計やスマートフォンをご持参ください。**
 - ▶市の集団健診以外を受診された方は、保健センター窓口にある「健康診査受診ポイント付与申請書」へ記入し、「受診した結果通知(写し可)」の提出が必要となります。

◇ポイント対象 ※ポイント付与項目を追加する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

	付与項目	付与条件	ポイント数
ウォーキング ポイント	1,000 歩以上	1 日 1,000 歩数以上	2
	3,000 歩以上	1 日 3,000 歩数以上	3
	4,000 歩以上	1 日 4,000 歩数以上	5
	5,000 歩以上	1 日 5,000 歩数以上	10
	6,000 歩以上	1 日 6,000 歩数以上	15
	7,000 歩以上	1 日 7,000 歩数以上	20
	8,000 歩以上	1 日 8,000 歩数以上	25
	9,000 歩以上	1 日 9,000 歩数以上	30
測定ポイント	体組成測定ポイント	体組成測定時 (月/2 回上限)	50
続ける ポイント	からだカルテ閲覧 (ログイン) ポイント	からだカルテログイン時 (日 1 回)	5
参加ポイント	入会ポイント	入会時に付与 1 回/年 ※継続者含む	500
	事前説明会参加 (計測会)	説明会の参加時に付与 1 回/年 ※新規参加者のみ	500
	修了測定ポイント	下記の期間に体組成測定をした場合 期間：令和 5 年 12 月 1 日 (金) から 12 月 25 日 (月)	500
ボーナス ポイント	バーチャルウォーキング ラリー達成ポイント	バーチャルウォーキングラリー期間内に、目標の歩数 を達成した時 各回	300
健診ポイント	健康診査受診ポイント	健康診査 (特定健康診査、高齢者健康診査、被扶養者の 特定健康診査、がん検診、人間ドック等のいずれか) を受診すると付与 1 回/年 ※受診期間：令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日まで (令和 6 年 1 月以降の健診受診は、令和 6 年度分のポイントになります) 市の集団健診以外を受診された方は、受診ポイント付 与申請書と健診結果の写しの提出が必要となります。	500

◇市イベント等の参加ポイント付与事業について

「令和 5 年度版 健康ポイントがもらえる事業・イベント一覧」(令和 5 年 3 月末送付) をご確認ください。
変更・追加がある場合は、市ホームページ・からだカルテなどでお知らせします。

3. 健康スポット・送信スポットについて

< 健康スポット > : 体組成計・血圧計及びリーダーライターが設置されている施設

1	白河市中心保健センター	白河市北中川原 313 番地
2	白河市立図書館 (りぶらん)	白河市道場小路 96 番地 5
3	表郷庁舎	白河市表郷金山字長者久保 2 番地
4	ひじりん館 (大信地域市民交流センター)	白河市大信増見字北田 76 番地 1
5	東庁舎	白河市東釜子字殿田表 50 番地
6	白坂行政センター (体組成計のみ)	白河市白坂愛宕山 209 番地 1

< 送信スポット > : リーダーライターが設置されている施設

1	白河市役所	白河市八幡小路 7 番地 1 番地
2	大沼行政センター	白河市久田野城内 31 番地
3	小田川行政センター	白河市泉田大久保 88 番地
4	五箇行政センター	白河市田島明治 11 番地 1
5	古関行政センター	白河市旗宿町尻 105 番地 1
6	関辺行政センター	白河市関辺松並 32 番地-1
7	白河市総合運動公園中央体育館 (しらかわカタールスポーツパーク)	白河市北中川原 30 番地
8	南湖公園 翠楽苑	白河市五郎窪山 45 番地 1

※全国のローソン・ミニストップの店頭端末 (ロッピー) から送信ができます。

※各健康スポット・送信スポットの設置場所が変更になる時は、市のホームページ等でお知らせします。

4. 今後のスケジュール

事業名	スケジュール (予定)	事業内容など
健康ポイント事業開始	継続参加者 令和 5 年 4 月 1 日 (土) ~ 令和 5 年度新規参加者 令和 5 年 6 月 1 日 (木) ~	各種ポイント付与開始 (P4 のポイント対象、別紙「令和 5 年度版 健康ポイントがもらえる事業・イベント一覧」参照)
バーチャルウォーキングラリー	第 1 回 令和 5 年 6 月 9 日 (金) から 7 月 31 日 (月) まで 第 2 回 令和 5 年 10 月 1 日 (日) から 11 月 30 日 (木) まで	WEB (インターネット) 上で、バーチャルウォーキングラリーを開催します。
修了測定ポイント付与	令和 5 年 12 月 1 日 (金) から 12 月 25 日 (月) まで	期間内に体組成測定を行うと、修了測定ポイントが付与されます。
健康ポイント付与終了	令和 5 年 12 月 31 日 (日) まで	令和 6 年 1 月 1 日 (月) からはポイント付与はされません。
ポイント対象歩数データ最終送信期限	令和 6 年 1 月 15 日 (月) まで	12 月末までのデータ送信を、期限までに必ずお願いします。
修了報告会	令和 6 年 2 月 19 日 (月) から 2 月 22 日 (木) まで	1 年間の事業を振り返るセミナー、ポイント賞品交換を実施します。

5. 各種手続き

① 登録情報の変更

- ・住所変更（市内での転居）等、申込時の登録情報を変更する場合は、専用サイトから変更が可能です。市外へ転出の場合は、中央保健センターまでご連絡をお願いします。
- ・スマートフォン（歩数計アプリ）から活動量計への変更はできません。

② 参加の辞退

- ・参加者の諸事情（転出、事故、病気、死亡等）により、途中で参加を辞退できます。参加を辞退される方は、中央保健センターまでご連絡をお願いします。
- ・中途辞退の場合、活動量計を中央保健センター窓口へ返却してください。（郵送不可）なお、参加費の返金はありません。
- ・「からだカルテ」サイトの利用を停止します。（アカウントの削除）

③ 市外への転出

- ・転出後のポイント換算はできません。また、修了報告会時点で、転出している場合はポイント交換できません。

④ 活動量計の破損・紛失、電池交換

- ・初期不良は、無償で交換します。（機器配布から10日以内とする）
- ・交換、不良品返却等は中央保健センター窓口にて対応します。（活動量計持参）
※必ず来所前に、中央保健センターへご連絡をお願いします。郵送での受付は行いません。
- ・自己の過失において、液晶不具合・破損・紛失等により、自己負担で活動量計を購入する場合は5,500円（機器代、消費税）を負担していただきます。中央保健センター窓口にて対応します。（活動量計持参）
- ・活動量計の使用に伴う各消耗品（電池、付属ストラップ）は、参加者が自費で購入して交換してください

⑤ 禁止事項

- ・活動量計は市から参加者へ貸与するものです。他人への売却、転貸等を行わないでください。

6. 個人情報の取扱い、事業の中断・終了、規約変更

■個人情報の取扱い

本事業において、白河市およびシステムを運用する㈱タニタヘルスリンクが参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます）の取扱いは、個人情報保護法・白河市の個人情報保護条例に準拠します。

本事業の適切かつ合理的な運用や効果分析・評価といった本事業の目的以外に、参加者情報を利用することはありません。利用目的の範囲内に限り、参加者情報を匿名化し、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することや、統計処理した統計情報を外部に公表することがありますが、その際、個人が特定されることは一切ありません。

■事業の中断・終了

白河市は、事業期間内であっても、本事業のサービスの中断、または、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。

本事業を中断・終了する場合は、参加者に対して、その旨を事前に電子メール又は白河市のホームページ等でお知らせします。

■規約の変更

参加規約を変更する場合は、電子メールまたは白河市のホームページ等によって事前に変更内容をお知らせします。このお知らせ以降、参加者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなさせていただきます。

7. よくある質問（活動量計について）

◇「からだカルテ」のID・パスワードの確認方法

【紙の申込書】で申し込みをされた方は、お渡しした活動量計の箱に入っていた黄色い紙に記載されている、【MYH S/N】(ID)と【シークレットN】(パスワード)が、仮ID・パスワードとして設定されています。ご利用後、ご自身で変更・設定した場合は異なります。

◇ 歩数やポイントの確認方法

スマートフォン、パソコン等から、「からだカルテ」にログインするか、ローソン・ミニストップ店頭端末 Loppi(ロッピー)に活動量計をかざすことで「現在の総ポイント」「最新5日分の歩数データ」が確認できます。(※Loppi(ロッピー)、健康スポットのタブレット画面の印刷はできません)。

◇ データ送信はいつまでに行えばよいか

活動量計には、30日間のデータが保存されていますので、最長30日に1度は送信してください。7日間に1度の送信を推奨しています。

◇ データ送信後、同じ日に新たな歩数が加算された場合、次回送信時にプラスして反映されますか

データ送信時に未送信の新しい歩数がある場合は自動的に加算され、数値が最新に更新されます。

◇ 歩数が少なく感じる

7秒以上の一定した動きがないと測定されません。正しく装着していない可能性や、不規則な歩行になっている可能性があります。身に着ける場所や、歩幅、歩き方によって測定値に違いがあります。

◇ データ送信後、「からだカルテ」に反映されるのはどのくらい時間がかかるのか

「からだカルテ」には、すぐに歩数データ等は反映されます。

◇ 画面に何も表示されない（活動量計）

動きを3分以上感知しないと何も表示されなくなります。(省電力モード)

◇ 四角に斜線が入ったようなマークと、Loの表示が出る（活動量計）

電池交換のマークです。新しい電池と交換してください。電池交換後は、各健康スポットや送信スポット、お近くのLoppiにてデータ送信をします。「FFFFFF」表示画面が元に戻り、歩数のカウントやデータ送信ができるようになります。

◇ 電池寿命はどれくらいか（活動量計）

付属の電池はお試し用電池のため、電池寿命が短い可能性があります。

◇ 自転車の運転時、活動量計はカウントされるか

基本的にはカウントされません。

8. 白河市健康ポイント事業規約

第1条 (目的)

1. 本規約は、市民の健康意識を醸成するとともに、高齢者の介護予防、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図ることを目的に、白河市が「健康ポイント事業」(以下「本事業」といいます。)を実施するために必要な事項を定めたものです。
2. この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします

第2条 (用語の定義)

1. 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
 - (1)「申込者」とは、白河市に本事業の申込みを行った者をいいます。
 - (2)「参加者」とは、申込者のうち、本事業参加に関しての各種規約に同意した者をいいます。
 - (3)「Webサイトからだかるテ」とは、実施内容、付与される健康ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。
 - (4)「マイページ」とは、第7条に定める実施内容及び第8条の定めにより付与されるポイントの内容を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第3条 (参加条件)

1. 本事業への参加条件は、申込者が次の各号の全てに該当することとします。
 - (1) 白河市に住民票がある、当該実施年度中に18歳以上になる方(高校生を除く)
 - (2) 事前説明会、修了報告会に参加できる方(努力目標)
 - (3) 市が実施するアンケートに協力できる方
 - (4) 参加費用1,000円(税込)を負担できる方
 - (5) 市が実施する健康イベントに積極的に参加できる方(努力目標)
 - (6) 自己責任で本事業に参加できる方
 - (7) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力に属していない方
 - (8) 本規約に同意いただける方

第4条 (参加申込み)

1. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容及び個人情報の取り扱い等に同意した上で、参加の申込みを行うものとします。
2. 申込者が参加申込み後、白河市が参加申込みを受理した時点で、当該申込者は本規約に同意したものとみなします。

第5条 (参加者の決定)

1. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で「白河市健康ポイント事業」参加申込書(以下「参加申込書」といいます。)により本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
2. 申込者が参加申込書を提出後、白河市が参加申込書を受理し参加を承諾した時点で、当該申込者は本参加規約に同意し、本事業への参加に関する契約が成立したものとします。
3. 白河市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したとき、その申込みを承認しないこと、又は承認を取り消すことがあります。
 - (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、第5条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) 白河市外転出や死亡等により、住民でなくなった場合
 - (5) その他白河市が承認できない事由があると判断した場合

第6条 (参加者の負担)

1. 参加にかかる費用は年度1,000円とします。ただし、次に掲げる費用については、別途参加者の負担とします。
2. 活動量計の故障、又紛失に伴う再購入等にかかる費用
3. 電池交換等にかかる費用
4. 事業参加に関する通話・通信にかかる費用
5. その他、白河市が別途指定する費用

第7条 (実施内容)

1. 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
 - (1) アンケート調査の回答
 - (2) 活動量計・スマートフォンアプリによる歩数データの計測及びアップロード
 - (3) 指定の体組成計による計測及びアップロード
 - (4) その他、事業で行うイベントへの参加など

第8条 (健康ポイントの付与)

1. 本事業による健康ポイントは、年度当初もしくは説明会時に配布した【手引き】に記載された「ポイント付与条件」の実施状況等に応じて参加者に付与するものとします。
2. 「ポイント付与項目」に関して、追加・変更することがあります。追加・変更する場合は、市ホームページ等で事前にお知らせします。
3. 不正な手段によりポイントを獲得したと認められる場合には、ポイントを取り消すことがあります。

第9条 (健康ポイントへの特典)

1. 獲得したポイントへの交換等については、別途定める【手引き】に基づくものとします

第10条 (申込み内容の変更の申し出)

1. 参加者が白河市に届出した住所、電話番号等、第4条第1項の申込内容に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を白河市に連絡するものとします。
2. 白河市は、参加者から前項の変更に関する申出がなされない場合、参加者が獲得したポイントを無効とすることがあります。
3. 参加者が、本条第1項の変更の申出を行わなかったために、白河市からの通知又は、送付書類等が到着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到着したものとみなします。

第11条 (辞退の手続き)

1. 参加者は、本事業の実施期間中にやむを得ず辞退する必要がある場合は、辞退することができますので、【手引き】に記載されている手続きを行っていただきます。
2. 辞退後は、白河市が本事業を通して参加者から取得した情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用するものとします。
3. 辞退の手続き完了と同時に本事業のサービスも利用中止となります。

第12条（事業の中断・終了）

1. 白河市は、事業期間内であっても、本事業のサービスの中断、又は、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
2. 前項に基づき本事業中断・終了する場合、白河市は参加者に対して、その旨を事前に文書又は白河市のホームページ等によって通知します。

第13条（禁止事項）

1. 参加者は、次に定める行為を行ってはけません。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第14条（損害賠償等）

1. 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により白河市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
2. 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、白河市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用において紛争を解決することとします。

第15条（免責事項）

1. 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
2. 白河市は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
3. 白河市は、市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
4. 白河市は、市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏えいした場合は、責任を負いません。
5. 白河市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
6. 白河市は、市が開催する講座・教室等の利用において、白河市の責によらない事由により参加者が被った損害については、責任を負いません。
7. 白河市は、本事業の取り組みにより生じた参加者の怪我・障害及び歩数計測アプリのインストールによる、スマートフォンの不具合等については、責任を負いません。

第16条（個人情報の取扱い）

1. 本事業に伴うサービスの実施等に際して、白河市が参加者から取得した個人情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・白河市の個人情報保護条例に準拠するものとします。
2. 本事業の実施に際し、白河市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - (1) 第5条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目
・氏名、住所、性別、生年月日、身長、郵便番号、電話番号、健康保険種別等個人を特定する項目
 - (2) 第7条・アンケート調査の回答結果
・歩数及び活動量・体組成計データ、白河市が開催する講座・教室等の参加状況に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
 - (3) 「マイページ」の利用ログ
3. 白河市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
 - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
4. 白河市は、参加者情報を白河市が本事業のシステム運営委託をしている株式会社タニタヘルスリンクと保有する医療費等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める効果分析や健康づくり計画等に利用することがあります。
5. 参加者情報の外部提供については、次の定めるとおりとします。
 - (1) 白河市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、歩数管理の仕組み、ポイント付与の仕組み等を、(株)タニタヘルスリンクに委託します。そのため、本条第2項で定める個人情報を(株)タニタヘルスリンクに提供することとします。なお、白河市は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、(株)タニタヘルスリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
 - (2) 白河市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表することがあります。
 - (3) 前項までの内容は、個人情報保護法・白河市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
6. 参加者情報の安全管理措置については次の定めるとおりとします。
 - (1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失または毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
 - (2) 白河市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
 - (ア) 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き適切な管理に取り組みます。
 - (イ) 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
 - (ウ) 本条第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
 - (エ) あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を超えて参加者情報を白河市以外の第三者に提供又は開示しません。
 - (オ) 参加者本人より参加者情報の照会・開示等について、手引きに記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
 - (カ) 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
 - (キ) 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第17条（規約の変更）

1. 参加者は、本規約の変更については、文書又は白河市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
2. 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法・白河市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、白河市より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

令和4年4月 白河市保健福祉部 健康増進課

9. ふくしま健民カードの発行について

「ふくしま健民パスポート事業」は、県民の皆さんが自主的に・楽しく・気軽に健康づくりを継続できるよう、インセンティブを活用して支援する事業です。

白河市が実施する「健康ポイント事業」と連携し、基準ポイントに達した方に、県内約1,600以上の協力店で特典が受けられる「ふくしま健民カード」を発行し、「プレゼントキャンペーンの応募はがき」を配布します。

【健民カード発行ポイント基準】

ランク	発行基準ポイント数
ノーマル	1,500
シルバー	3,000
ゴールド	5,000
プラチナ	7,500
ダイヤモンド	10,000

ダイヤモンドの発行基準ポイント到達後は、500ポイントごとにマスターシールを発行します。

【ポイントの確認について】

ご自分の「からだカルテ」で健康ポイント数を確認します。ログイン方法等はP3を確認してください。

【令和5年度ふくしま健民カード発行期間】

令和5年6月1日（木）～令和6年3月1日（金）まで

【ふくしま健民カードの発行について】

ふくしま健民カードの発行は、上記の期間内に中央保健センターの窓口で行います。獲得ポイントに応じたふくしま健民カードを発行しますので、窓口で「ふくしま健民カード申請用紙」を記入し、申請してください。

※申請用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。また、中央保健センター窓口にも設置しています。



お問い合わせ

白河市健康増進課（中央保健センター）

住所：白河市北中川原 313

電話：0248-27-2114

受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)